

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 2年 8月 1日 至 令和 3年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団細江越川医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県浜松市北区細江町氣賀 972 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 1年 10月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成 1年 10月 11日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

診療所	越川医院	静岡県浜松市北区細江町氣賀 972 番地	一般病床	0 床
-----	------	----------------------	------	-----

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和2年 9月 27日 令和2年度決算の決定、役員全員の重任
令和3年 7月 26日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団細江越川医院
 所在地 浜松市北区細江町氣賀 972 番地

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和 3 年 7 月 31 日現在)

1. 資 产 額	138,939 千円
2. 負 債 額	3,496 千円
3. 純 資 产 額	135,443 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	94,237
B 固定資産	44,702
C 資産合計 (A+B)	138,939
D 負債合計	3,496
E 純資産 (C-D)	135,443

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式3-4

法人名 医療法人社団細江越川医院

※医療法人整理番号

所在地 浜松市北区細江町氣賀972番地

貸 借 対 照 表

(令和3年 7月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	94,237	I 流動負債	290
II 固定資産	44,702	II 固定負債	3,205
1 有形固定資産	13,070	負債合計	3,496
2 無形固定資産	145	純資産の部	
3 その他の資産	31,485	科 目	金 額
		I 資本金	7,500
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	127,943
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	135,443
資産合計	138,939	負債・純資産合計	138,939

様式 4-2

法人名 医療法人社団細江越川医院
 所在地 浜松市北区細江町氣賀972番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 2年 8月 1日 至 令和 3年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	26,784
2 事 業 費 用	28,596
本來業務事業損失	1,812
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 損 失	1,812
II 事 業 外 収 益	1,499
III 事 業 外 費 用	0
經 常 損 失	313
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 損 失	313
法 人 税 等	71
当 期 純 損 失	384

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団細江越川医院

理事長 越 川 健 殿

私は、医療法人社団細江越川医院の令和3会計年度（令和 2年 8月 1日から令和 3年 7月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 3年 9月 17 日

医療法人社団細江越川医院

監事 芥 川 総 枝

